

事後評価

有用な新技術の峻別のために、次の調査と調査結果に基づいた事後評価を実施します。

試行調査

試行調査は、直轄工事等における実績が10件未満の新技術等について、直轄工事等において技術の成立性等申請情報の妥当性を確認するために行う、経済性、安全性、耐久性、品質・出来形、施工性、周辺環境に与える影響に関する調査です。試行を実施した直轄工事等が対象となります。

活用効果調査

活用効果調査は、工程、品質・出来形、安全性、施工性、耐久性、環境等の技術的事項及び経済性について、当該技術の適用範囲において従来技術との比較を行い、主として技術の優位性を確認するために行う調査です。試行及び活用を実施した全ての直轄工事等が対象となります。

事後評価

試行実証評価

試行実証評価は、試行調査の結果に基づき、安全性、耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項について、試行調査の結果と申請情報の内容との比較、国が定める基準等を満たしているかの確認等、直轄工事等における技術の成立性等申請情報の妥当性を確認し評価するものです。試行調査を実施したすべての技術が対象となります。

活用効果評価

活用効果評価は、技術の成立性が確認された技術について、新技術の活用効果等を総合的に判断するため、活用効果調査の結果に基づき、当該技術の優位性、安定性、現場適用性を総合的に評価するものです。活用効果調査を実施したすべての技術が対象となります。

有用な新技術の活用促進

活用効果評価にもとづいて次の技術を指定し、有用な新技術の活用促進を図ります。

設計比較対象技術

活用効果評価において、技術の優位性が高く安定性が確認されている技術については、「設計比較対象技術」として位置づけ、設計業務において、設計比較の対象とします。

少実績優良技術

活用効果評価において、技術の優位性が高いとの評価は得られているものの直轄工事等における実績が少なく技術の安定性が確認されていない技術については、「少実績優良技術」として位置づけ、技術の安定性が確認されるまでの間、活用等に努めます。

活用促進技術

各地方整備局等の新技術活用評価会議は、優れた技術のそれぞれの地域における活用促進を図るため、「活用促進技術」を指定します。活用促進技術は、活用効果評価において安定性が確認されている技術のうちから、特定の性能又は機能が著しく優れている技術、特定の地域のみで普及しており全国に普及することが有益と判断される技術等に該当する技術から選考されます。指定された技術は、「〇〇年度 活用促進技術（新技術活用評価会議（〇〇整備局））」という名称を使用できます。

推奨技術

推奨技術候補

本省の新技術活用システム検討会議は、画期的な新技術に対する適正な評価を行い、公共工事等に関する技術の水準を一層高めるため、画期的な新技術を対象に「推奨技術」あるいは「推奨技術候補」として選定し、当該新技術の普及啓発や活用促進等を行います。選定された技術は、「〇〇年度 推奨技術（新技術活用システム検討会議（国土交通省））」又は「〇〇年度 推奨技術候補（新技術活用システム検討会議（国土交通省））」という名称を使用できます。

<選考要件>

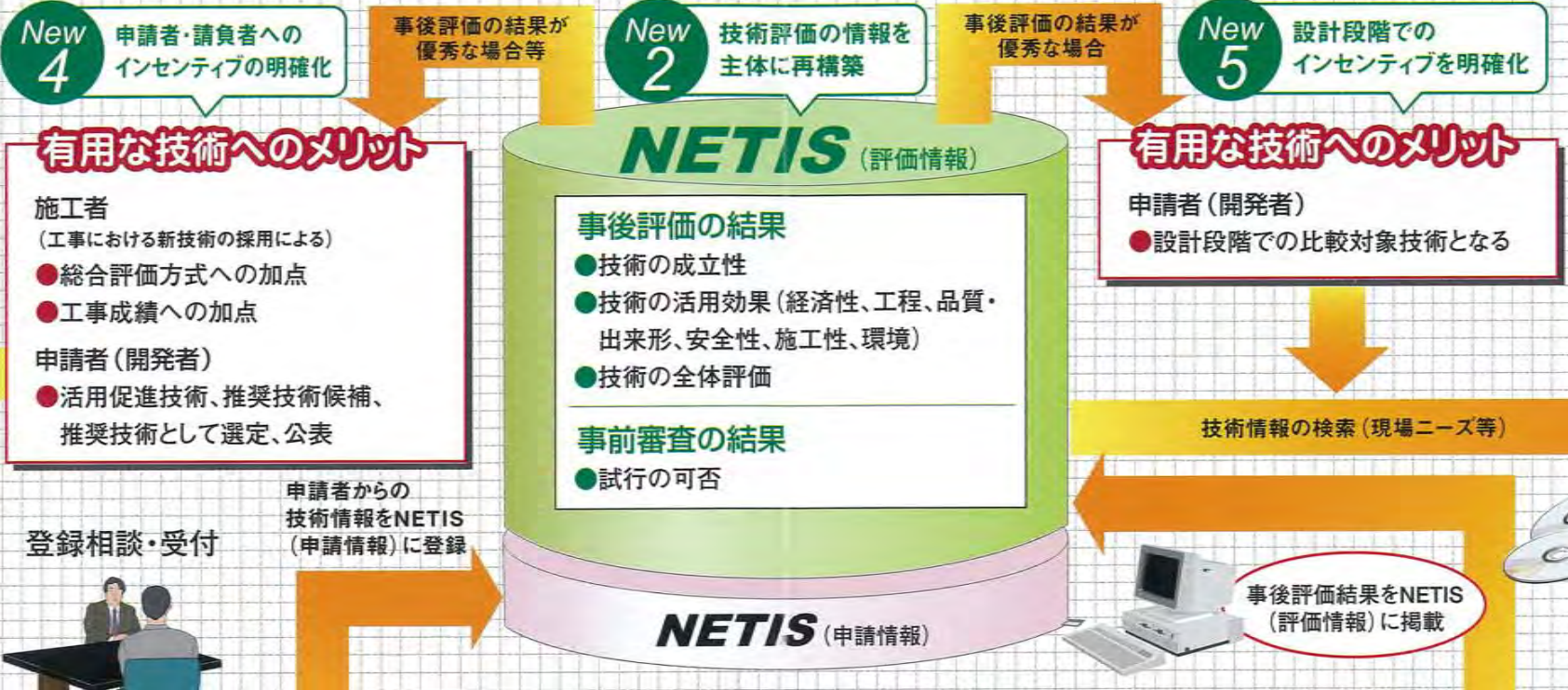
- 従来に比べ飛躍的な改善効果が発揮されること
- 従来にはない先駆的な取り組みであり、将来、公共工事等における幅広い活用が期待されること
- 技術内容が画期的であり、将来的に飛躍的な活用効果の改善が期待できること
- 技術内容が独創的である等、国際的に先端を行く技術又は先進諸国への技術展開が期待されること
- 技術内容の応用性、適用性、普遍性等が高く、国内の諸課題の解決への貢献に加えて、国際的な課題の解決など国際貢献に大きく資すること

公共工事等における新技術活用システム

- 表彰制度**
- ものづくり日本大賞
 - 国土技術開発賞
- 技術開発者を支援する制度**
- 建設技術審査証明
 - 大学等による技術審査 など
- 競争的資金等による成果の実証**
- 競争的研究資金
 - 国総研、土研等による共同開発 など

新技術活用システム検討会議
(本省に設置:産学官で構成)

- 新技術の活用動向の把握
- 新技術活用システムのあり方などの活用方策の検討
- 推奨技術の選定 等



申請者(開発者)

施工者

試行申請型

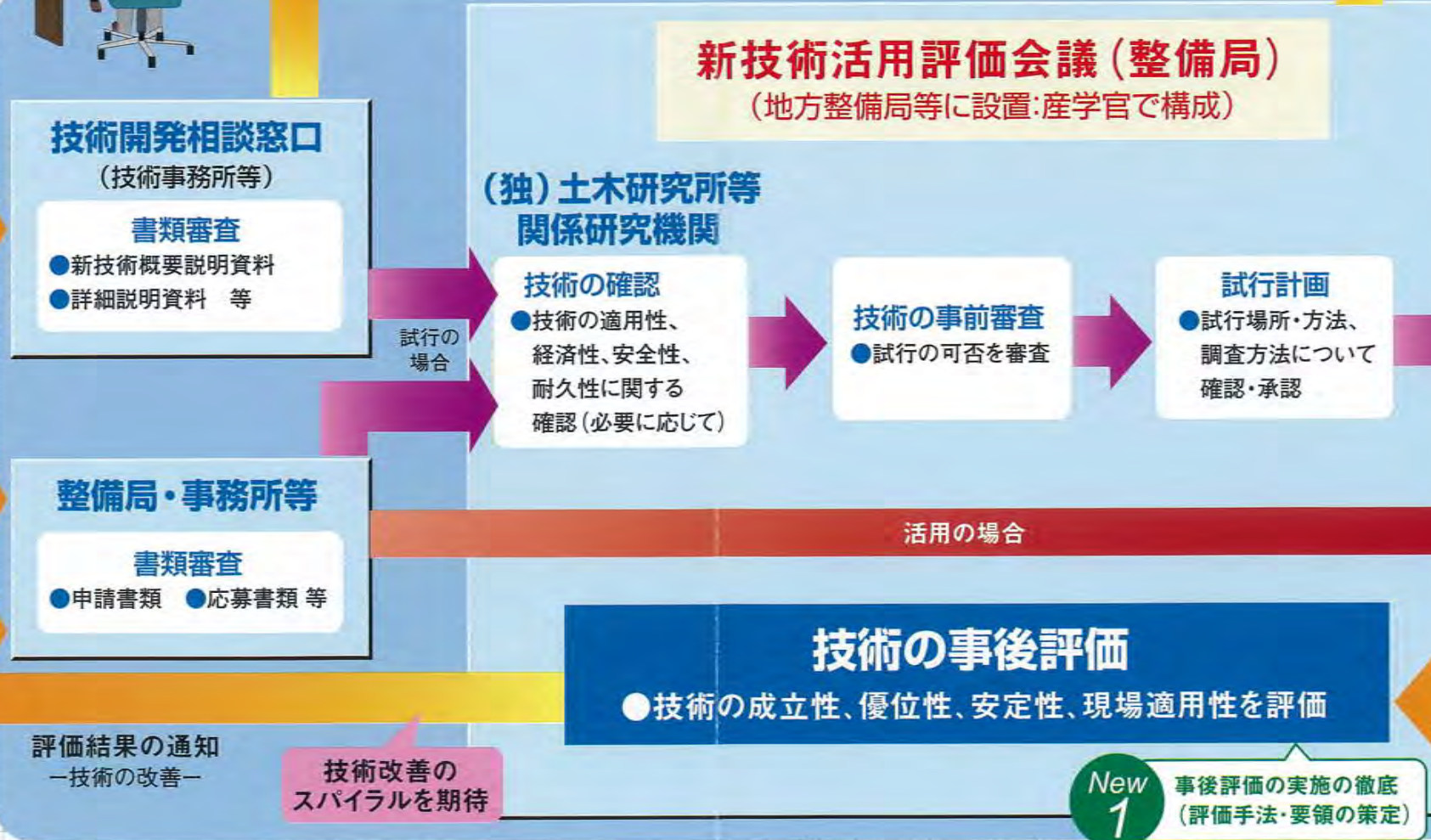
- 成立性を確認する必要がある新技術を対象に、民間からの申請に応じて試行及び事後評価を行うタイプ
- 実績がある場合に事後評価のみを行うこともある

施工者希望型

- 自社の請負工事等において、請負者の申請により試行または活用し、事後評価を行うタイプ

フィールド提供型

- 現場ニーズ等により民間から新技術の募集を行って、フィールドを提供し、事後評価を行うタイプ



発注者

発注者指定型

- 直轄における現場ニーズ・行政ニーズにより、必要となる新技術を発注者の指定により活用し、事後評価を行うタイプ

事務所等

活用する新技術の検討

発注

- 新技術の活用等
- 活用等に係る調査

